

北海道旭川方面公安委員会告示第 75 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

北海道旭川方面公安委員会委員長      井 上 雄 樹

1 意見の聴取の期日

令和8年9月16日    午前9時00分から

2 意見の聴取の場所

旭川市近文町17丁目2699番地の5

北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場

「意見の聴取」会場